

平成20年3月26日
経済産業省
原子力安全・保安院

「動力炉・核燃料開発事業団高速増殖炉もんじゅ発電所原子炉設置変更許可処分及び核燃料サイクル開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子炉設置変更許可処分に対する異議申立て」に対する決定について

原子力安全・保安院は、行政不服審査法の規定に基づき昭和61年5月20日付けで内閣総理大臣に提出された「原子炉設置変更許可処分についての異議申立書」及び平成14年12月27日付けで経済産業大臣に提出された「もんじゅ設置変更許可処分異議申立書」について審査を行った結果、昨日、当該異議申立てを棄却する旨を決定し、決定書の謄本を異議申立人宛に送付しましたので、お知らせします。

1. 昭和61年5月20日付け異議申立てについて

(1) 行政庁の処分

総理府は、動力炉・核燃料開発事業団が昭和60年2月18日付けで行った高速増殖炉もんじゅ発電所の原子炉設置変更許可申請に対し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第26条第1項の規定に基づき、昭和61年3月25日付けで許可。本件異議申立ては、この許可処分に対するもの。

(2) 異議申立てにおける主な主張

設置変更許可の審査に当たっては、単に変更しようとする内容に限定された技術的審査や安全性審査がなされるのではなく、変更しようとする内容を含む原子炉全体について技術的観点や安全性の観点その他の観点から全面的に審査の見直しが行われるもの。

二次冷却系ナトリウム漏えい時の漏えいナトリウム貯留方式の変更は、コンクリートとナトリウムが直接接触しないよう床に鋼板のライナを設置はしているものの、そのままナトリウムを床に放置しようとするもの。

(3) 主な主張に対する棄却の理由

設置変更許可申請に係る安全審査においては、設置許可において基本

設計ないし基本的設計方針として許可の対象とされた事項は所与のものとして、これを審査の前提条件とし、設置変更許可申請の内容をなす基本設計ないし基本的設計方針がこれとの関係においても災害の防止上支障がないものであることを審査すべきものである。

貯留室に燃焼抑制板と床ライナに囲まれた漏えいナトリウムの貯留スペースを設けており、漏えいナトリウムを同スペースに貯留して消火することとしている。本件安全審査においては、燃焼抑制板の効果も含め審査を実施し、漏えいナトリウムの貯留後において建物コンクリートの健全性が損なわれないことを確認している。

2. 平成14年12月27日付け異議申立てについて

(1) 行政庁の処分

経済産業省は、核燃料サイクル開発機構が平成13年6月6日付けで行った高速増殖原型炉もんじゅの原子炉設置変更許可申請に対し、原子炉等規制法第26条第1項の規定に基づき、平成14年12月26日付けで許可。本件異議申立ては、この許可処分に対するもの。

(2) 異議申立てにおける主な主張

19年前の「もんじゅ原子炉設置許可」時に原子力安全委員会が実施した安全審査に重大な誤りがあった旨主張するとともに、経済産業大臣の諮問を受けて進められた本件設置変更許可申請に係る安全審査は、過去の誤りの反省に基づいて、もんじゅ原子炉施設の安全性を徹底的に再点検する場になると期待していたが、その審査は、現実には、行政庁の目に余る介入の下で、多くの重要な安全問題を棚上げにしたまま進められてきた。

ナトリウム漏えい時に床ライナの健全性が保たれることを安全審査で確認し、その結果が後続処分における許認可の前提とならなければならない。

(3) 主な主張に対する棄却の理由

本件原子炉施設の安全性を再点検することは、原子炉等規制法が規定する原子炉設置変更許可に係る安全審査の対象とはならない。また、経済産業大臣は平成14年5月9日に公表した安全審査書につき、原子力安全委員会に諮問し、諮問を受けた同委員会は安全審査を実施した。これは、原子力安全委員会により、経済産業大臣の作成した安全審査書の内容を、2次審査として経済産業大臣とは異なる立場から独自に審査が行われたことを示すものであるから、そのことをもって「行政庁の目に余る介入」があったと評することはできない。

平成4年の伊方発電所に関する最高裁判決は、原子炉設置の段階で専ら原子炉の基本設計のみが規制の対象となる旨を述べたものであり、原子炉設置の段階の安全審査でないものを後続規制の対象とすることは何ら妨げていない。床ライナの健全性に係る事項は、原子炉設置段階の安全審査の対象ではない。

(別添1) 昭和61年5月20日付け異議申立てに係る決定書

(別添2) 平成14年12月27日付け異議申立てに係る決定書

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院原子力安全技術基盤課

担当者：荒川、岩田

電話：03-3501-1511(内線 4881~4)

03-3501-0621(直通)